

浦安市指定ごみ袋認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、浦安市の家庭廃棄物（粗大ごみ及び資源ごみの一部を除く。）の排出に使用する浦安市指定ごみ袋（以下「指定袋」という。）認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において指定袋とは、第3条、第4条及び第5条に規定する要件に該当し、かつ、第6条の規定により市長の認定を受けて指定袋を製造する者が製造するごみ袋をいう。

(指定袋の種類)

第3条 指定袋は、次条に規定する袋で、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」の2種類とする。

(指定袋の容量)

第4条 指定袋の容量は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める容量とする。

- (1) 燃やせるごみ用……15・20・30・45 リットル
- (2) 燃やせないごみ用……15・20・30 リットル

(指定袋の規格)

第5条 指定袋の規格は次のとおりとする。

- (1) 材 質 : 指定袋の材質は次のとおりとし、ペットボトルなどの再生材料を一部又は全部使用することができる。
 - ア 燃やせるごみ用……低・高密度ポリエチレン、ポリエチレンテレフタレートなどの再生品、その他市が認める材質。
 - イ 燃やせないごみ用……低密度ポリエチレン、ベロ部分に識別用に1センチメートル程度の穴を開けること。その他市が認める材質。
- (2) 形 態 : 平袋又はU形袋とする。
- (3) 大 き さ : 指定袋の大きさは次のとおりとする。
 - ア 15 リットル…横 400 mm×縦 500 mm
 - イ 20 リットル…横 400 mm×縦 600 mm
 - ウ 30 リットル…横 500 mm×縦 700 mm
 - エ 45 リットル…横 650 mm×縦 800 mm
 - オ U形袋 (3) に定める大きさを取っ手又は結びひもの部分として縦に 70 ミリメートルから 200 ミリメートルまでの長さを加えた大きさとする。
ただし、まち有りのものにあつては、この大きさかかわらず、アからエに掲げる容量を十分確保することができる大きさとする。
- (4) 厚 さ : 指定袋の厚さ（厚さの測定は、日本工業規格 Z1702 の 7.3 に規定する方法とする。）は次のとおりとする。なお、公的機関によって検査したことを証明する書類の原本を認定申請時に提出すること。

- ア 燃やせるごみ用…15・20 リットル…0.025 mm以上
30・45 リットル…0.030 mm以上
- イ 燃やせないごみ用…15 リットル…0.030 mm以上
20・30 リットル…0.030 mm以上

(5) 引張強度 : 指定袋の強度(強度の試験は、日本工業規格 Z1702 の 7.5 に規定する方法とする。)は次のとおりとする。なお、公的機関によって検査したことを証明する書類の原本を認定申請時に提出すること。

- ア 低密度ポリエチレン…縦方向 170kgf/c m² 横方向 120kgf/c m²
- イ 高密度ポリエチレン…縦方向 300kgf/c m² 横方向 200kgf/c m²
- ウ その他市が認める引張強度

(6) 色及び透明度 : 指定袋の色及び透明度は次のとおりとし、かつ、内容物が目視で識別できる程度の透明度を有すること。

ア 燃やせるごみ用

材質が低密度のポリエチレンのものにあつては、白色の半透明であり、かつ、着色率が 1 パーセント以下であること。材質が高密度ポリエチレンのものにあつては、無着色であること。再生材料を起因とした発色については上記の限りでないが、内容物が目視で識別できる程度の透明度を有すること。

イ 燃やせないごみ用

無色、透明。再生材料を起因とした発色については上記の限りでないが、内容物が目視で識別できる程度の透明度を有すること。

(7) 印 刷 : 指定袋に印刷する内容は次のとおりとする。

ア 印刷方法 片面 1 色印刷で、印刷色は次のとおりとする。

- ① 燃やせるごみ用…赤色(サカタインクス株式会社 3 2 0 と同等のもの)
- ② 燃やせないごみ用…青色(サカタインクス株式会社 8 0 0 と同等のもの)

イ 印刷内容 別図 1 のとおりとする。詳細はサンプル提出時に確認及び修正を行うものとする。

(8) 製造加工精度

ア シール状態 空気を入れて外部より圧力を加えたとき、シール部から破けないこと。

イ 開 口 部 開口部は容易に開けられること。

ウ 外 観 異物の付着、混入による汚れ及び傷等が無いこと。

エ 臭 い フィルム内外面に異臭(悪臭)が無いこと。

2 指定袋は、包装用外袋から 1 枚毎取り出せる形態とし、包装用外袋に入れる枚数は 10 枚以上とする。

3 包装用外袋の印刷内容は、別図 2 のとおりとする。

(指定袋への広告掲載)

第 6 条 循環型社会の形成に寄与することを目的とし、指定袋の製造に再生材料を 50%以上使用し、エコマークを取得・印刷した場合は、指定袋及び外袋への広告を掲載することができるものとする。

2 指定袋及び外袋に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの及びおそれがあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に掲げる営業に該

当するもの又はこれに類するもの

- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) その他市長が不相当であると認めるもの

3 前項に定めるもののほか、指定袋に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(認定申請)

第7条 指定袋を製造しようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市指定ごみ袋認定申請書（別記第1号様式）を市長に提出し認定を受けなければならない。

2 前項の申請者は、次の各号に掲げる書類を浦安市指定ごみ袋認定申請書（別記第1号様式）に添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合は、定款及び登記簿謄本
- (2) 申請書が個人である場合は、履歴書及び住民票の写し
- (3) 誓約書
- (4) 業務経歴書
- (5) 流通経路及び販売店一覧表（予定販売店一覧表）
- (6) 申請する袋の仕様書及び見本品
- (7) 販売予定価格一覧表
- (8) 申請する袋の厚み算定表（公的機関発行の証明書等）
- (9) 申請する袋の引張強度算定表（公的機関発行の証明書等）
- (10) 他の地方公共団体の認定等を受けている場合は、認定書等の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請に係る袋が前条で定める規格に適合していると認めたときは、当該袋を指定袋として認定し、申請者に対し認定書（別記第2号様式）を交付するものとする。

4 市長は、第1項の申請について却下したときは、申請者に理由を付して通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 前条第3項により認定を受けた者（以下「取扱者」という。）は、前条で申請した内容に変更が生じたときは、浦安市指定ごみ袋認定変更申請書（別記第3号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を適当と認めたときは、取扱者に浦安市指定ごみ袋認定変更承認通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(認定番号の表示)

第9条 取扱者は、指定袋及び包装用外袋の表面に認定書に記載されている認定番号を表示しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、包装用外袋の表面には、家庭用品品質表示（昭和37年法律第104号）及び製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく表示をしなければならない。

(取扱者の責務)

第10条 取扱者は、指定袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、円滑な販売が行われるよう努めなけ

ればならない。

- 2 取扱者は市長から指定袋の品質及び流通等について報告を求められたときには、速やかにこれに応じなければならぬ。
- 3 取扱者は、製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づき、消費者から損害賠償請求等があったときは、取扱者の責により速やかに対処しなければならない。

（改善の指示）

第11条 市長は、取扱者により製造又は販売された指定袋が第4条及び第5条に規定する容量及び規格に適合しないと認めるとき又は取扱者が前条の責務を怠ったときは、取扱者に対して改善等の指示及び指導をするものとする。

（認定の取消し）

- 第12条** 市長は、取扱者が虚偽の申請をした場合又は前条の改善指示及び指導に従わない場合は、浦安市指定ごみ袋認定取消書（別記第5号様式）により当該認定を取り消すことができる。
- 2 取扱者は、前項の規定により認定を取り消された場合は、流通している指定袋について速やかに市長の指示による処置を講じなければならない。

（指定袋取扱いの廃止）

第13条 取扱者が指定袋の取扱いを廃止しようとするときは、浦安市指定ごみ袋認定廃止届出書（別記第6号様式）を市長に届出なければならない。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成17年8月10日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年2月1日から適用する。

浦安市指定ごみ袋への広告掲載基準

この基準は、浦安市指定ごみ袋認定基準第6条第3項に規定する広告掲載の範囲に関して定めるものであり、浦安市指定ごみ袋への広告掲載の適否は、この基準に基づき判断するものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの及びおそれがあるもの
 - ア 法令に違反しているもの及びおそれがあるもの。
 - イ 広告の責任の所在や実態、内容が不明瞭なもの。
 - ウ 虚偽や誇大な表現により誤解を与えたり、利用者に不利益をもたらすもの。
 - エ 他人の肖像、談話、著作物などを無断で使用しているもの。
 - オ 青少年の健全な育成を妨げるもの。
 - カ 犯罪や暴力を肯定、助長、美化し、社会秩序を乱すもの。
 - キ 誹謗中傷や名誉毀損、プライバシーの侵害になるもの。
 - ク 性表現やセクシャルハラスメントにあたるもの。

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
 - ア 第2条に規定するキャバレーやナイトクラブ、ダンスホール、低照度飲食店、区画席飲食店、まあじやん屋、ぱちんこ屋、ゲームセンターなどの風俗営業や性風俗関連特殊営業などに関するもの。

- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの。
 - ア 特定の政治活動や思想団体などを擁護し、中立の立場を欠くと判断されるもの。
 - イ 選挙の事前運動にあたり、売名行為と判断されるもの。
 - ウ 宗教の催事案内、教祖の写真や教義など、布教宣伝活動にあたりと判断されるもの。
 - エ それぞれの主義や主張を訴え、賛否や意見を募り、理解や支持を求めようとするもの。

- (4) その他市長が不相当と認めるもの。

指定ごみ袋のデザインなどについて

1. 指定ごみ袋のデザイン及び印刷位置

「燃やせるごみ袋」と「燃やせないごみ袋」の印刷位置及びデザインについては、別図1のとおりです。再生材料を50%以上使用した指定ごみ袋の場合は広告掲載が認められるため、広告掲載を希望する場合は「広告掲載バージョン」をご参照ください。

2. 外袋（包装用外袋）のデザイン

外袋のデザインにつきましては、別図2のとおりです。

3. 外国語表記について

「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」の下に表記する英語、中国語、韓国語の文字は別紙「外国語表記」のとおりです。

4. 販売店一覧の提出について

販売店ごとに、取扱いする指定ごみ袋の種類や袋の形態（平袋、U形袋）と袋の大きさを下記のアドレス宛にデータで提出してください。

5. 指定ごみ袋及び外袋の印刷デザインについて

指定ごみ袋及び外袋に印刷するデザインについては、実寸で紙に印刷したものを提出してください。

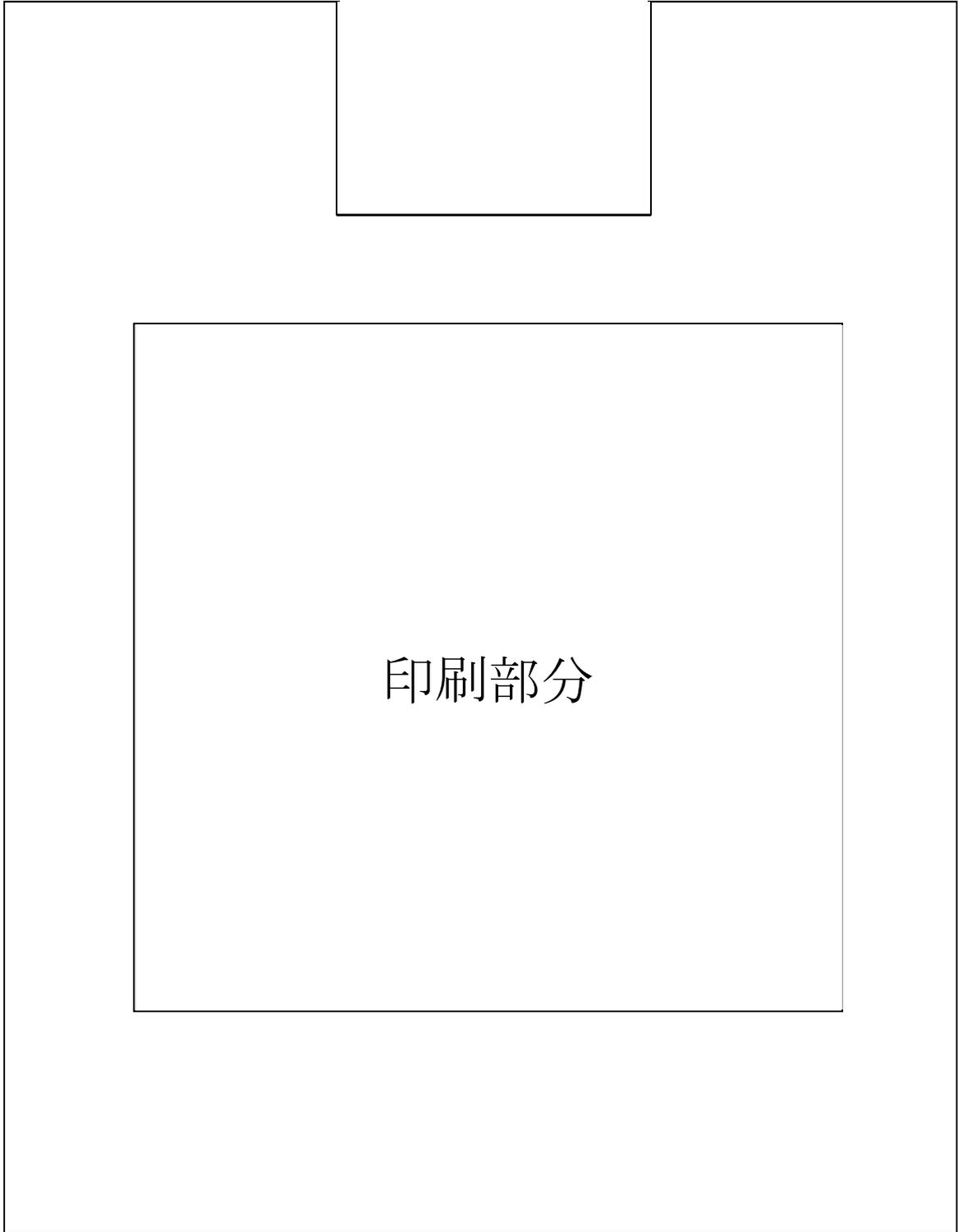
※指定ごみ袋デザインのデータが必要な場合は、下記のアドレスへメールをいただければ、データをお送りします。ただし、データはキャラクター（クルンちゃんとグルンさま）のみ、かつ、JPEG データのため、その他のデータおよびデータ形式が必要な場合は製造事業者自らデータ作成し、ごみゼロ課にデザインを確認してください。また、キャラクターについてはアスペクト比を変更しないでください。

ごみゼロ課メールアドレス：zerogomi@city.urayasu.lg.jp



印刷部分

「平袋」



印刷部分

「U形袋」

印刷部分
(エコマークを含む)

広告掲載部分

「平袋 (広告掲載バージョン)」



「U形袋」 (広告掲載バージョン)



ごみ減量化・再資源化キャンペーン「ビーナス計画」

浦安市指定ごみ袋(家庭用)

浦安認定第〇〇〇号

再生材料
50%以上の場合は
エコマークを印刷



燃やせないごみ

NON-COMBUSTIBLE WASTE

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (中国語)

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (韓国)

G

e

ごみ減量化・再資源化キャンペーン『ビーナズ計画』

浦安市指定ごみ袋(家庭用)

浦安認定第○○○号

再生材料
50%以上の場合は
エコマークを印刷

袋の形態

浦安市指定ごみ袋 (家庭用)

Q

10枚入

浦安認定第〇〇〇号

燃やせるごみ

COMBUSTIBLE WASTE

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (中国語)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (韓国語)



主なもの

生ごみ、紙くず、木くず、革製品、
プラスチック製品、ゴム製品など

- ① ごみは必ず収集日の午前7時から8時の間に
出してください。
- ② 収集日以外の日や収集後、夜間には出さないで
ください。
- ③ 生ごみは、よく水を切ってから入れてくださ
い。

家庭用品品質表示法に
基づく表示

※再生素材を使用している場合
は素材や含有率をここに記載

取扱上の注意

エコマーク

バーコード

袋の形態

浦安市指定ごみ袋 (家庭用)

ℓ

10枚入

浦安認定第〇〇〇号

燃やせないごみ

NON-COMBUSTIBLE WASTE

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (中国語)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (韓国語)



主なもの

せともの類、ガラス類、金属類、
小型家電製品など

- ① ごみは必ず収集日の午前7時から8時の間に
出してください。
- ② 収集日以外の日や収集後、夜間には出さないで
ください。

家庭用品品質表示法に
基づく表示

※再生素材を使用している場合
は素材や含有率をここに記載

取扱上の注意

エコマーク

バーコード



印刷部分

「外袋」

「袋の形態」、「家庭用品品質表示法に基づく表示」、「取扱上の注意」及び「バーコード」の配置場所については自由で結構です。

印刷部分

(エコマークを含む)

広告掲載部分

「外袋（広告掲載バージョン）」

「袋の形態」、「家庭用品品質表示法に基づく表示」、「取扱上の注意」及び「バーコード」の配置場所については自由で結構です。

別紙「外国語表記」

言語	燃やせるごみ	燃やせないごみ
英語	COMBUSTIBLE WASTE	NON-COMBUSTIBLE WASTE
中国語	可燃垃圾	不可燃垃圾
韓国語	타는 쓰레기	안타는 쓰레기

第1号様式（第7条）

浦安市指定ごみ袋認定申請書

令和 年 月 日

浦安市長 内田 悦嗣 様

申請者 所 在 地

事 業 者 名

代表者氏名

電 話 番 号

M a i l

下記の袋について、浦安市指定ごみ袋認定基準規則に適合しているものであることの認定を受け、貴市指定ごみ袋として製造したいので、関係書類及び見本品を添えて申請します。

記

1. 申請する袋の種類及び内容について（別紙1）
2. 申請者について（別紙2）
3. 添付書類等
 - （1）申請者が法人である場合は、定款及び登記簿謄本
 - （2）申請者が個人である場合は、履歴書及び住民票の写し
 - （3）誓約書（別紙3）
 - （4）業務経歴書（任意様式）
 - （5）流通経路及び販売店一覧表（予定販売店一覧表）
 - （6）申請する袋の仕様書及び見本品
 - （7）販売予定価格一覧表
 - （8）申請する袋の厚み算定表（公的機関発行の証明書等）
 - （9）申請する袋の引張強度算定表（公的機関発行の証明書等）
 - （10）他の地方公共団体の認定を受けている場合は、認定書等の写し
 - （11）その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条第3項）

認 定 書

令和 年 月 日

様

浦安市長 内 田 悦 嗣

令和 年 月 日付けで浦安市指定ごみ袋認定申請のあった袋は、浦安市指定ごみ袋認定基準規則に適合しているので、下記のとおり通知します。

記

1. 認定年月日

2. 認定番号

（指定袋への表示は、浦安認定第 号とする。）

3. 認定規格

（1）材 質：

（2）形 態：

（3）大 き さ：

（4）厚 さ：

（5）引張強度：

4. 製造者名

（注）1. 製造する指定ごみ袋及び包装用外袋には、指定ごみ袋認定基準に定める表示等をする事。

2. 上記認定内容以外の袋を浦安市指定ごみ袋として製造、販売等を行った場合は、認定を取り消すことがあります。

第3号様式（第8条）

浦安市指定ごみ袋認定変更申請書

令和 年 月 日

浦安市長 内 田 悦 嗣 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

（法人の場合は所在地及び代表者氏名）

年 月 日付け認定番号 号で認定を受けました指定袋について、
下記のとおり変更したいので、関係書類、見本を添えて申請いたします。

記

1. 認定番号 第 号

2. 変更内容 （変更詳細は別紙のとおり）

- ア 規格の変更
- イ 申請者（代表者）の変更
- ウ その他

（変更詳細）

3. 変更の理由

第4号様式（第8条第2項）

浦安市指定ごみ袋(家庭用)認定変更承認通知書

令和 年 月 日

様

浦安市長 内 田 悦 嗣

令和 年 月 日付けで申請のありました認定内容の変更申請について、
下記のとおり承認します。

記

1. 承認日 令和 年 月 日

2. 認定番号 第 号

3. 変更内容 (変更詳細は別紙のとおり)

ア 規格の変更

イ 申請者（代表者）の変更

ウ その他

第5号様式（第12条）

浦安市指定ごみ袋認定取消書

令和 年 月 日

様

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市指定ごみ袋認定基準第12条の規定により、下記のとおり認定を取り消した
ので通知します。

記

1. 認定番号 第 号
2. 認定取消日 令和 年 月 日
3. 取消理由 虚偽の申請のため
改善指示又は指導に従わないため
その他
4. その他

第6号様式（第13条）

浦安市指定ごみ袋認定廃止届出書

令和 年 月 日

浦安市長 内 田 悦 嗣 様

住 所
氏 名
連絡先

当社が認定を受けた指定袋の製造を廃止したいので、下記のとおり届出します。

記

1. 認定年月日 年 月 日

2. 認定番号 第 号

3. 廃止(予定)日 年 月 日

4. 廃止理由

5. 担当者
(連絡先)

部課名 _____
役職名 _____
氏 名 _____
電 話 _____

別紙 1

1. 申請する袋の種類及び内容について

(ア) 燃やせるごみ用

材 質	<input type="checkbox"/> 低密度ポリエチレン (再生材料名 混入率 %)			
形 態	<input type="checkbox"/> 平形 <input type="checkbox"/> U形 <input type="checkbox"/> 両方の製造			
大 き さ (袋 部)	15 リットル	20 リットル	30 リットル	45 リットル
	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm
厚 さ	mm	mm	mm	mm
引張強度	縦方向 kgf/c m ² 横方向 kgf/c m ²	縦方向 kgf/c m ² 横方向 kgf/c m ²	縦方向 kgf/c m ² 横方向 kgf/c m ²	縦方向 kgf/c m ² 横方向 kgf/c m ²
混 入 物				

材 質	<input type="checkbox"/> 高密度ポリエチレン (再生材料名 混入率 %)			
形 態	<input type="checkbox"/> 平形 <input type="checkbox"/> U形 <input type="checkbox"/> 両方の製造			
大 き さ (袋 部)	15 リットル	20 リットル	30 リットル	45 リットル
	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm
厚 さ	mm	mm	mm	mm
引張強度	縦方向 kgf/c m ² 横方向 kgf/c m ²	縦方向 kgf/c m ² 横方向 kgf/c m ²	縦方向 kgf/c m ² 横方向 kgf/c m ²	縦方向 kgf/c m ² 横方向 kgf/c m ²
混 入 物				

(イ) 燃やせないごみ用

材 質	低密度ポリエチレン (再生材料名 混入率 %)		
形 態	<input type="checkbox"/> 平形 <input type="checkbox"/> U形 <input type="checkbox"/> 両方の製造		
大 き さ (袋 部)	15 リットル	20 リットル	30 リットル
	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm	縦 mm 横 mm
厚 さ	mm	mm	mm
引張強度	縦方向 kgf/c m ² 横方向 kgf/c m ²	縦方向 kgf/c m ² 横方向 kgf/c m ²	縦方向 kgf/c m ² 横方向 kgf/c m ²
混 入 物			

誓 約 書

令和 年 月 日

浦安市長 内 田 悦 嗣 様

住 所

氏 名

連絡先

(法人の場合は所在地及び代表者氏名)

浦安市指定ごみ袋認定基準規則により、認定を受けて貴市指定ごみ袋を取り扱う場合は、下記の事項について遵守することを誓約いたします。

記

1. 浦安市指定ごみ袋認定基準規則を遵守するとともに、市の指導に従います。
2. 指定ごみ袋の品質管理及び流通に十分留意し、指定ごみ袋の製造及び販売を行うよう努めます。
3. 浦安市指定ごみ袋認定基準第12条の規定により認定の取消しを受けた場合は、直ちに販売店等に流通している指定ごみ袋を回収し、適正に処理します。